

近江八幡市公告

第10期近江八幡市総合介護計画策定支援業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので、公告する。

令和7年5月21日

近江八幡市長 小西 理

第10期近江八幡市総合介護計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 目 的

この要領は、令和8年度に策定する高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体とした第10期近江八幡市総合介護計画策定支援業務の委託先を公募型プロポーザル方式により選定し、委託契約を行うために必要な手続き等について定めるものである。

2 委託業務概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業 務 名 | 第10期近江八幡市総合介護計画策定支援業務委託 |
| (2) 委託場所 | 近江八幡市内 |
| (3) 業務内容 | 「特記仕様書」のとおり |
| (4) 委託期間 | 契約締結日から令和9年3月31日まで |
| (5) 委託金額 | 受託者に対する業務委託料は、予算額11,234千円（消費税相当額含む）を上限に、本市が別に定める予定価格の範囲内とする。ただし、年度毎の予算額及び債務負担行為設定額は、令和7年度5,401千円、令和8年度5,833千円の範囲内とする。 |
| (6) 委託契約 | 本プロポーザルにより選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。 |
| (7) 支払条件 | 年度毎の業務完了について、出来高による部分支払いとする。 |

3 参加資格

参加者は次の要件すべてに該当するものに限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 落札決定の日までにおいて、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準（平成22年近江八幡市告示第272号）に基づく停止措置の期間中でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りでな

い。

- (4) 自社又は自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- (5) 公告日前日において、令和 7 年度近江八幡市役務提供入札参加有資格者名簿の「行政計画立案・企画に関する調査・分析・研究・コンサルティング業務」に登録していること。
- (6) 令和 2 年 4 月 1 日以降に、本市と同等規模程度（人口 7 万人程度）以上の自治体において福祉分野における計画策定業務を 1 件以上完了した実績を有していること。
- (7) プライバシーマークの取得を行っていること。

4 一般事項

(1) 日程

ア 実施公示日（公表）	令和 7 年 5 月 21 日（水）
イ 質問受付期間	令和 7 年 5 月 21 日（水）から令和 7 年 5 月 30 日（金）まで
ウ 質問回答日	令和 7 年 6 月 3 日（火）
エ 参加意向申出書提出期限	令和 7 年 6 月 10 日（火）
オ 参加資格審査結果通知	令和 7 年 6 月 13 日（金）
カ 企画提案書提出期限	令和 7 年 6 月 20 日（金）
キ ヒアリング・審査	令和 7 年 7 月 4 日（金）
ク 結果公表	令和 7 年 7 月中旬

(2) 実施要領、様式の公表及び配布

- ア 配布期間：令和 7 年 5 月 21 日（水）から令和 7 年 6 月 20 日（金）
- イ 配布方法：近江八幡市ホームページからダウンロードすること。

5 質問書の提出方法

- (1) 受付期間 令和 7 年 5 月 21 日（水）から令和 7 年 5 月 30 日（金）（午後 5 時必着）
- (2) 提出方法 質問がある場合は、質問書（様式第 2 号）を電子メール又は F A X により提出すること。
※ メールタイトルを「プロポーザル質問書（会社名）」とし、担当部局へ電話で受信の確認を行うこと。F A X での提出の場合も同様に担当部局に受信の確認を行うこと。
- (3) 回答日 令和 7 年 6 月 3 日（火）
- (4) 回答方法 提出されたすべての質問に対し、ホームページに回答を掲載する。
質問に対しては個別に回答は行わない。

6 参加意向申出書の提出方法

- (1) 提出期限 令和 7 年 6 月 10 日（火）午後 5 時必着
- (2) 提出方法 持参、郵送又は宅配便、電子メール。電子メールによる提出の場合は、押印したものを PDF 形式で送信のうえ、担当部局へ電話で受信の確認を行うこと。
- (3) 提出書類
 - ・別記様式第 1 号
 - ・会社案内及び会社概要

・福祉分野の計画策定に係る受託実績が分かるもの

(4) 提出部数 各 1 部

(5) 参加資格確認結果通知 提出された書類について参加資格の確認を行い、プロポーザル参加資格確認結果通知書（別記様式第2号）を電子メール及び郵送により通知する。なお、通知内容の異議申立は受理しない。

7 企画提案書の提出方法

(1) 提出期限 令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時必着

(2) 提出方法 持参、郵送又は宅配便。分割提出は認めない。

※郵送の場合、封筒の表に「企画書在中」と朱書きすること。

（持参による提出の場合、受付は平日の午前 9 時から午後 5 時までとする）

(3) 提出書類

ア 様式第 3 号（類似業務の実績） 8 部

イ 様式第 4 号（業務の実施体制） 8 部

ウ 様式第 5 号（企画提案） 8 部

エ 参考見積書 1 部

8 担当部局（書類の提出先）

〒523-0082 近江八幡市土田町 1313 番地 総合福祉センター ひまわり館 1 階

近江八幡市福祉保険部介護保険課 担当：方山・岡田

TEL 0748-33-3511 FAX 0748-31-2037 E-mail 010804@city.omihachiman.lg.jp

9 提出書類の作成要領

(1) 提出書類の内容と規格

様式	規格	留意点
参加意向申出書 (別記様式第 1 号)	A4 版縦 横書き 1 頁	・ 指定された項目に記入すること。
質問書 (様式第 2 号)	A4 版縦 横書き	・ 質問がある場合、質問事項を記入すること。回答書の返信先を記載のこと。
類似業務の実績 (様式第 3 号)	A4 版縦 横書き 1 頁	・ 本業務の同種業務の実績を 1 件以上 6 件以内で記入すること。本業務における同種業務とは、次に掲げる業務をいう。 令和 2 年 4 月 1 日以降における高齢者福祉計画・介護保険事業計画を一体にした計画策定業務
業務の実施体制 (様式第 4 号)	A4 版縦 1 頁	・ 本業務を実施する際の業務体制、支援体制、業務実施上の配慮事項、特に重視すべき事項について次の点に留意の上簡潔に記入すること。 ・ 担当技術者は 2 名以上とし、予定する担当技術者氏名をすべて記載すること。それぞれの専任、他業務の兼任の区別を明記すること。 ・ 各担当技術者において特筆すべき実績等がある場合は明記のこと。

企画提案 (様式第 5 号)	A3 版横 2 頁以内	・特記仕様書の内容に基づき、本業務に対する取り組み姿勢や考え方、計画策定方法について提案を行うこと。また、文章を補完するため、カラー写真やイラスト、イメージ図等を使用するなど読み易さに留意し、簡潔に記入すること。 - なお、企画提案書の内容は、業務を実施するうえでの基本的な考え方や手法等を審査するためのものであり、成果品の一部を求めるものではない。
見積書 (任意様式)		・企画提案書に記入する内容を踏まえ、本業務に係る経費とし、積算にあたっての根拠等を明示すること。

10 ヒアリングの実施

提出書類をもとに、選定委員会が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。出席者は担当技術者を含め 3 名以内とし、プレゼンテーションを行う者は、担当技術者とする。

実施方法は、原則として各社 20 分のプレゼンテーション及び 10 分のヒアリングとし、順次個別に行うものとする。ただし、企画提案書提出者が多数となった場合は、日程、プレゼンテーションの時間等を変更する可能性がある。ヒアリングの日時及び留意事項は、企画提案書提出者に対し別途通知する。

11 審査方法

- (1) 審査は、有識者等で構成される選定委員会において、次に掲げる評価項目及び評価の視点により非公開で実施する。審査方法は、各評価項目に対する得点を参考に、選定委員会の合意により決定するものとする。
- (2) 見積金額は、次のとおり計算するものとする。
「価格点＝10 点×（最低見積価格※1 ÷ 見積価格※2）」（小数点以下を四捨五入）
※1：全提案者中最も低い見積価格 ※2：当該提案者の見積価格
- (3) 参加者が 1 社の場合においても審査を実施する。
- (4) 各選定委員の評価点を合計し算出された平均点が 60 点以上でなければ、交渉権者として認めないものとする。

評価項目及び配分は以下のとおり

評価項目	評価の視点	配分
担当者業務実績	・同種計画策定業務の実績は豊富か	5 点
業務実施体制	・当該業務の作業分担・スタッフの配置など実地体制は適切か	10 点
	・主担当者などの当該業務への取組意欲は感じられるか	5 点
企画提案内容	・業務内容全般に対する理解度はどうか	5 点
	・本市の地域特性、過去の計画等を考慮しているか	5 点

	・アンケート調査に関する提案、業務遂行に対する考え方は明確で、適切か	15点
	・総合介護計画策定に関する提案、業務遂行に対する考え方は明確で、適切か	20点
	・提案の内容、計画策定の手法は独創的かつ効果的なものか	5点
	・業務実施に際しての作業内容や作業手順（スケジュール）、役割分担は適切か	10点
	・その他特筆すべき事項はあるか	10点
見積金額	・業務の対価としての妥当性及び経済性	10点

12 審査結果

- (1) 審査結果は、確定後、企画提案書提出者に文書で通知を行う。
- (2) 審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めない。
- (3) 参加者は結果通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定結果の理由について説明を求めることができるものとする。この場合、請求のあった日から14日以内に郵送により文書で回答を行う。

13 提案者の特定

審査結果に基づき、最優秀1者、次点1社を特定する。なお最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

14 無効となるプロポーザル

次のいずれかに該当する場合は無効となる場合があるので留意のこと。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 著しく信義に反する行為を起こした場合
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 選定委員会委員と不正な接触をするなど、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 公共事業に関して、違法行為等により指名停止などの処分を受けている場合
- (7) その他、要領に違反した場合

15 その他

本プロポーザルの実施に関し、次の事項について承知のこと。

- (1) プロポーザルの結果は、ホームページ等によって公表される場合がある。
- (2) プロポーザルに関する一連の資料は、近江八幡市情報公開条例等の法令に基づき、公表される場合がある。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、それぞれの提案者の負担とする。
- (4) 企画提案書の著作権は、それぞれの制作者に帰属するが、選定を行う作業に必要な範囲に

おいては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、採用された企画提案書の著作権は近江八幡市に帰属するものとする。

- (5) 企画提案書は返却しない。
- (6) 今後想定される一連の委託業務に際しては、企画提案書中に記載された担当者については変更を認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について、本市がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- (7) プロポーザルに係る事前説明会は開催しない。質問がある場合は、質問書（様式第2号）を期日までに提出すること。

以上